令和3年度

第16期第10回海区漁業調整委員会議事録

令和4年1月11日 三重海区漁業調整委員会 日時 令和4年1月11日(火)午前10時から10時54分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

議題

1 議案 1 小型機船底びき網漁業の制限措置等の一部改正について

2 議案 2 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について

3 議案3 とらふぐ産卵親魚の保護に関する委員会指示について

4 報告事項1 太平洋広域漁業調整委員会の結果等について

- 5 報告事項2 全国海区漁業調整委員会連合会第56回東日本ブロック会議の結果につい て
- 6 その他(1)海面における漁業権免許の一斉切替えに係るヒアリング(真珠・真珠母 以外)について
 - (2) 全国海区漁業調整委員会連合会会長・副会長会議について
 - (3) 次回の委員会日程について

出席委員

淺井利一 矢田和夫 掛橋 武 藤原隆仁 永富洋一 濵田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男 古丸 明 木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

小川和久

事務局

 事務局長
 林
 茂幸

 主幹
 増田
 健

 主査
 藤原由紀

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(資源管理班)

課長補佐兼班長 勝田孝司技師 岡野健次

(漁業調整班)

副参事兼班長 南 勝人主幹兼係長 森田和英

傍聴者

なし

計 21 名

○淺井会長

あけましておめでとうございます。今年も1年よろしくご指導ご支援のほどお願いいた します。また、コロナの第6波が襲来し、感染も非常に多くなってきましたので、十分体 に気をつけていただきたいと思います。

それでは、ただいまから第10回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は総委員数 15 名中、小川委員が欠席で出席委員は 14 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として濵田委員と大倉委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてからご発言いた だくようお願いします。

それでは、議案1「小型機船底びき網漁業の制限措置等の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料1をご覧ください。1-1ページにありますように、このことについて令和3年12月17日付け農林水第24-4265号で三重県知事から協議を受けています。令和2年11月27日付け三重県規則第67号三重県漁業調整規則第12条第3項及び第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回は小型機船底びき網漁業の制限措置等に関する協議です。内容については水産資源管理課から説明していただきます。事務局からは以上です。

○淺井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課(森田主幹兼係長)

あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

1-1ページの協議書に基づき、海区漁業調整委員会の意見を求めさせていただきます。 1-2ページの諮問事項をご覧ください。今回の諮問事項は2つございます。1つ目は、 制限措置のうち許可又は起業の認可をすべき船舶等の数と、許可又は起業の認可を申請す べき期間についてです。三重県漁業調整規則第12条第3項では、知事は許可又は起業の認 可をするため、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海 区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されています。小型機船底びき網 漁業は、令和4年3月末日で許可の有効期間が満了となることから、引き続き当該漁業を 営めるようにするため、制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間、許可の条件、 これら3点を公示して許可の申請を受け付ける必要があります。

2つ目は、許可の有効期間を通常3年と調整規則で決めていますが、それよりも短い期間を定めることについてです。漁業調整規則第16条(許可の有効期間)第2項の規定では、知事は漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間(3年)より短い期間を定めることができると定められています。小型機船底びき網漁業のうち、津市御殿場地先共同漁業権抹消海域を操業区域とする貝けた網漁業と三重郡川越町地先を操業区域とする餌料けた網漁業については、引き続き有効期間を1年間として許可したいため意見を伺うものです。

1-3ページをご覧ください。諮問事項の前に小型機船底びき網漁業について説明をさせていただきます。小型機船底びき網漁業は、底びき網漁具を海底に沈めて、それを船で曳くことで海底に棲む魚介類を獲る漁法です。他の漁法と比べて積極的に漁具を移動させるため、効率良く魚介類を獲ることができます。言い換えると資源への影響が高い漁業種類となります。小型機船底びき網漁業は大きく3つに分類されています。手繰第一種は、網口開口装置を全く有しない底びき網を使用して、主に魚類を漁獲対象としています。手繰第二種は、網口にビームと呼ばれるはりや渡しを有する底びき網を使用してエビ等を漁獲対象としています。手繰第三種は、桁と呼ばれるコの字型やロの字型をした鉄製の枠を網口に付けた底びき網を使用して、貝等を漁獲対象としています。

諮問内容を説明します。 1-4 ページから 1-11 ページまでが今回の公示内容で、 1-12 ページから 1-24 ページまでが新旧対照表です。

まず、1-4ページをご覧ください。1許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船 舶の総トン数その他の制限措置です。表の左から漁業種類及び地方名称、操業区域、漁業 時期、推進機関の馬力数、船舶の総トン数、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、漁 業を営む者の資格です。例えば、漁業種類及び地方名称の一番上は、その他の小型機船底 びき網漁業、まめ板網漁業ですが、この漁業については、操業区域は伊勢湾、漁業時期は 1月1日から 12 月 31 日まで、推進機関の馬力数は 260 kW (調整馬力 60 馬力) 以内の範囲 内において許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数、船舶の総トン数は 10 トン未満の 範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数、許可又は起業の認可をすべき船舶の 数は41、漁業を営む者の資格は桑名郡木曽岬町、桑名市、三重郡川越町、四日市市、鈴鹿 市、津市、松阪市、多気郡明和町及び伊勢市に住所を有する漁業者又は漁業従事者と定め ています。今回改正する部分は許可又は起業の認可をすべき船舶等の数です。下線と網掛 け部分が変更箇所です。漁業法の改正により、漁業調整規則第10条に定める許可又は起業 の認可をしない場合に該当しなければ、申請のあったもの全てについて許可しなければな らないと定められています。そのため漁業調整上や資源管理上の観点から、許可数の上限 となる許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を設定しないと、すべての申請に許可を与 えることになりますので、上限としての数を設定しています。現在の許可又は起業の認可 をすべき船舶等の数は、現状特に問題は生じていないこともあり、関係漁協からの要望に

基づき設定をしています。なお、この数を「定めず」としている漁業は、操業区域が共同 漁業権漁場内にあり、許可申請に際して共同漁業権者の同意が必要となっており、その共 同漁業権者の同意によって隻数を制限することができますので、これについては「定めず」 としています。

1-12ページからが新旧対照表になります。左が変更案となる「新」で、右が現在定ま っている「旧」になります。まめ板網漁業の現在の船舶等の数は49で、要望を聴きとった ところ 41 でしたので、49 から 41 に変更したいと考えています。手繰第1種漁業のたたき 網漁業は、鈴鹿市漁協、松阪漁協、伊勢湾漁協から4隻の要望がありましたので、4隻の まま変更はありません。手繰第2種漁業の備前網漁業のうち、鳥羽磯部漁協和具浦支所が 対象地区の漁業は、12隻の要望がありましたので、12隻のまま変更はありません。鳥羽磯 部漁協桃取支所が対象地区の漁業は、現在の 11 隻に対し、10 隻の要望でしたので1隻減 となります。鳥羽磯部漁協答志支所が対象地区の漁業は、現在の 22 隻に対し 20 隻の要望 でした。手繰第2種のえびびき網漁業は、34 隻のうち 32 隻の要望でした。1-14 ページ からが手繰第3種の貝けた網漁業です。要望に基づき四日市市漁協が対象の漁業は25隻か ら 22 隻、鈴鹿市漁協は 88 隻から 82 隻としています。 1-17 ページの手繰第3種漁業の なまこけた網漁業は「定めず」で変更ありません。1-18ページの手繰第3種のなまこ・ かきけた網漁業と貝けた網漁業の噴射ポンプ式貝けた網漁業も「定めず」で変更ありませ ん。1-19ページの貝けた網漁業のそろばん式貝けた網漁業は四日市市漁協が対象で、9 隻から8隻に変更します。貝けた網漁業の津市御殿場地先共同漁業権抹消海域の漁業と餌 料けた網漁業については「定めず」で変更ありません。

1-24ページをご覧ください。2許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めています。前回の一斉更新は「平成31年2月1日から同月15日まで」で許可申請を受け付けていました。今回は「令和4年2月1日から同月15日まで」の15日間としたいと思います。申請書の作成方法等を定めた説明書は、海区委員会の答申をいただいてから作成し、各漁協に送付します。その後10日ほど漁協での作成期間を経て、申請をいただく予定です。

4規則第16条第1項に定める許可の有効期間より短い期間とする漁業について、これまでは、貝けた網漁業の津市御殿場地先共同漁業権抹消海域、三重郡川越町地先を操業区域とする餌料けた網漁業、噴射ポンプ式貝けた網漁業のうち、三重共第4号共同漁業権漁場内(四日市市漁協)を操業区域とする3つの漁業が1年許可になっていました。このうち四日市市漁協の噴射ポンプ式貝けた網は初めて許可するものでしたので、漁業調整上問題が生じる恐れがあり、とりあえず1年許可として様子を見ていましたが、特に問題も無く関係者との漁業調整が図られたことから、今回1年許可から3年許可にしたいと考えています。漁業調整が必要な貝けた網漁業の津市御殿場地先共同漁業権抹消海域と三重郡川越町地先を操業区域とする餌料けた網漁業の2漁業のみ、引き続き1年許可にしたいと思います。

今後、今回の改正内容と海区委員会からのご意見を踏まえて、許可の取扱い方針を定め

る予定です。前回の海区委員会までは、許可の取扱い方針の協議をしていましたが、今回からシンプルに意見を聴く箇所のみ、協議をさせていただきたいと考えています。 1-25ページ以降に、参考としてこれまで海区委員会に協議しました許可に関する取扱いを付けてあります。

説明は以上です。

ご審議よろしくお願いいたします。

○淺井会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見ありませんか。

○木村妙子委員

今回、許可の有効期間を3年とする三重共第4号共同漁業権漁場内(四日市市漁協)を 操業区域とする噴射ポンプ式貝けた網漁業について、新しく許可にする際、私の記憶では 委員会において種々意見をさせていただいたと思うんですが、調整上問題がないということは、資源上も問題がないということですか。

○水產資源管理課(森田主幹兼係長)

そうですね、そんなに獲れているわけではなく、また、隣接している漁協の同意も取れましたので、3年許可にさせていただきたいと考えています。

○木村妙子委員

あまり操業をされていないということですか。

○水產資源管理課(森田主幹兼係長)

はい。

○木村妙子委員

現実的にはそういうことなのですね。アサリをはじめ貝については、現在非常に資源的に厳しい状況が続いているので、実際操業が行われていないのであれば、あまり影響がないのかもしれないですけども、その影響などは引き続き県で調査をしていったほうがいいと思います。以上です。

○水産資源管理課(森田主幹兼係長)

ありがとうございます。

○永富委員

噴射ポンプ式貝けた網には海底耕耘の効果があり、その効果が大きいんじゃないかと思

います。最近は大きな台風もないし、資源に関しては海底耕耘をした漁場が良い気がします。

○淺井会長

ありがとうございます。他にありませんか。 それでは、議案1については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○淺井会長

ありがとうございます。全員異議がないようですので、議案1については県原案どおり とされたい旨回答することとします。

続きまして、議案2「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」 を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料 2 をご覧ください。 2-1 ページにありますように、このことについて令和 3 年 12 月 22 日付け農林水第 24 -1059 号で三重県知事から諮問書が提出されています。漁業法第 16 条 5 項の規定で読み替える第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。 今回は、令和 3 管理年度のくろまぐろ(小型魚)の知事管理漁獲可能量の変更についての諮問です。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。 事務局からは以上です。

○淺井会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水產資源管理課 (勝田課長補佐兼班長)

あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

2-1ページの諮問書をご覧ください。今回は三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲量の変更について、漁業法第 16 条第 5 項の規定で読み替える第 2 項の規定により、ご意見を伺うものです。 2-2ページが変更後の内容、 2-3ページが新旧対照表です。 2-4ページのポイントに沿って変更に至った経緯や内容についてご説明します。なお、 2-5ページにくろまぐろの漁獲状況と配分等一覧がありますので併せてご覧ください。

今回の諮問は、令和3管理年度のくろまぐろ(小型魚)に係る知事管理漁獲可能量について、漁業種類別の漁獲可能量に県留保枠を再配分するために変更しようとするものです。 くろまぐろの小型魚における漁獲可能量の変更については、直近では11月の海区委員会 でご審議をいただき、定置漁業ほか2漁業に7.5トン再配分しています。2-5ページの表では12月再配分後の定置漁業、中型まき網、その他が10月時点より2.5トンずつ増えています。県ではこの配分の手続きと並行して、国から県への配分枠を有効に活用するため、漁獲実績が少ない大型魚にいて、国に対し県留保分19.6トンのうち12トンを小型魚と交換する仲介を要請しました。その結果、11月末に大中型まき網との交換が成立しております。これにより、知事管理漁獲可能量が小型魚37.3トンから49.3トンに、大型魚が12トン減り、25.8トンとなりました。このような交換ができましたので、今回の変更は、交換で増加した12トンのうち9トンについて、定置漁業他2漁業に3トンずつ再配分しようというものです。残る県留保3.9トンについては、今後の漁獲状況に応じて、必要な漁業に配分を検討します。なお、今回は小型魚を変更しますが、大型魚の留保分7.6トンについては、今回は再配分を行わず、漁獲状況をみて行う予定です。

説明は以上です。

ご審議をよろしくお願いします。

○淺井会長

ありがとうございます。ただいまの説明について何かご意見はありませんか。

○秋山委員

先日、和歌山県で大型魚が沢山漁獲されたと思います。三重県は残量がまだ結構多いようですが、1月、2月で十分にこれが消費されると考えてよろしいか。

○水產資源管理課 (勝田課長補佐兼班長)

報道にもありましたように、和歌山県で大型魚がかなり獲れていたと聞いています。今のところ本県ではまだ獲れていませんので、大型魚の消化については多分大丈夫だと思います。11 月末時点の採捕実績でもまだ余裕がありますので、急激に伸びてくることはないと思います。今からの時期は、30 キロ未満の小型魚は結構釣れたり、定置に入ったりしてきますので、そちらの方を注視しています。1 月以降、獲れている話も聞いていますので、日報等をいただき十分管理しながら、枠を超えそうであれば一旦制限かけるなど、県留保の3.9 トンについても、改めて再配分を検討したいと思いますので、その際にはよろしくお願いいたします。

○淺井会長

ありがとうございます。他にありませんか。 それでは、議案2については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○淺井会長

ありがとうございます。全員異議がないようですので、議案2については県原案どおり

とされたい旨答申することとします。

続きまして議案3「とらふぐ産卵親漁の保護に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料3をご覧ください。

この指示は、産卵期のとらふぐ親漁の産卵場とその周辺での採捕を制限するもので、令和2年1月14日に最初の委員会指示が出され、昨年1回目の更新をしており、継続して発動するかどうかをお諮りするものです。3-1ページと3-2ページをご覧ください。左のページが指示の改正案、右が現行の指示です。今回変更するところは、告示年月日、委員会会長、指示の有効期間です。変更箇所にはアンダーラインを引いてあります。告示番号は第1号、告示年月日が公報登載予定日で1月25日(火)の予定です。指示の有効期限は1年間で、令和4年2月1日から令和5年1月31日までとしています。内容の変更はございません。また、令和2年にこの指示を発出して以降、これまでに漁業関係者や遊漁者からこの指示に対する意見や苦情は事務局にはありません。

ご審議をよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

○淺井会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○淺井会長

それでは議案3については、事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○淺井会長

ありがとうございます。全員異議がないようですので、議案3については事務局原案ど おり発動することとします。

続きまして、報告事項1「太平洋広域漁業調整委員会の結果等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(林事務局長)

報告事項の前に会長にご相談したいことがございます。

本日は委員の皆様にお集まりいただき、ここまで議案1から議案3まで法に基づいたご審議をいただきました。この後は報告事項等となります。今回の委員会を開催するにあたり、開催通知を発出させていただいた頃は、新型コロナウイルスによる感染症が比較的落ち着いていた時期でありましたが、現在感染が急速に拡大している状況にございます。そのようななか、この後の事項である報告事項1「太平洋広域漁業調整委員会の結果等について」、報告事項2「全国海区漁業調整委員会連合会第56回東日本ブロック会議の結果について」、その他事項2「全国海区漁業調整委員会連合会会長・副会長会議について」の進め方についてご相談したいと思います。このまま通常どおり内容のご説明をさせていただくべきか、あるいは、感染症のまん延防止として、なるべく接触機会を低減するため、本日は緊急避難的に資料配布のみでの報告とするか、委員の皆様にご意見を伺っていただきたく、よろしくお願いします。

○淺井会長

ありがとうございます。ただいまの説明について何かご意見ございませんか。説明を続ける案と、資料配布のみの案です。

○掛橋委員

まん延防止のため接触機会を少なくする観点から、資料配布のみで何か疑問点があった ら次回委員会において質疑していただければ良いと思います。本日は時間を短縮して進め た方が良いと思います。

○淺井会長

ありがとうございます。皆さん、よろしいですか。

○委員

(異議なし)

○淺井会長

ありがとうございます。

それでは、本日の事項のうち報告事項1「太平洋広域漁業調整委員会の結果等について」、報告事項2「全国海区漁業調整委員会連合会第56回東日本ブロック会議の結果について」、その他事項2「全国海区漁業調整委員会連合会会長・副会長会議について」、は資料配布のみによる報告といたします。

続きまして、その他事項1「海面における漁業権免許の一斉切替えに係るヒアリング(真珠、真珠母貝以外)について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料 6 をご覧ください。 6-1 ページにありますように、前回その他事項で説明いたしました海面における漁業権免許の一斉切替えに係るヒアリング(真珠、真珠母貝以外)について、香良洲漁業協同組合と伊勢湾漁業協同組合の日程の追加がありました。また、鳥

羽磯部漁業協同組合の1月14日の会場が三ヶ所支所に変更されています。6-2ページと6-3ページは、前回委員でお配りした資料にこれらの予定を追記すると共に、ご都合の連絡をいただいた委員の皆様のご都合に合わせ日程を変更したものです。変更箇所に着色をしています。6-2ページと6-3ページは同じ内容で、場所別と立会委員別にまとめたものです。なお、資料発送後に変更された事項がありますのでお伝えします。1月14日(金)の鳥羽磯部漁業協同組合三ヶ所支所での開始時間が午前10時から9時45分に変更され、予備日とされていた2月17日の三重外湾漁業協同組合本所での聴き取りが、行われることとなりました。これらの日時にご参加いただく委員の皆様は、ご注意お願いします。ご都合が悪い方については、事務局までご連絡をお願いします。

○淺井会長

ありがとうございます。都合の悪い方やご意見はありませんか。

○永富委員

資料の着色部分は何ですか。

- ○事務局(増田主幹)前回配布資料との変更箇所です。
- ○木村妙子委員最後に口頭で言われたのは資料に反映されていますか。
- ○事務局(増田) 資料送付後に変更となり、反映できていません。
- ○千田委員2月17日は何時からですか。
- ○水産資源管理課(南副参事兼班長) 10時から17時までで調整中です。
- ○古丸委員 1月17日は申し訳ないけど参加出来ません。
- ○事務局(増田主幹)承知しました。
- ○事務局(林事務局長) 前回委員会で説明しましたように、聴取時間は設定されておりますが、ご都合が付く時

間帯のみでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

○大倉委員

現地集合でよろしいですか。

○事務局(増田主幹)

現地集合でお願いします。

○淺井会長

ありがとうございます。ほかにありませんか。 それでは特にないようですので、次に進みます。 その他事項3「次回の委員会日程について」事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

次回委員会

2月8日 (火)10時から 三重県勤労者福祉会館2階 第2会議室

議題 (案)

・真珠養殖いかだへの標識の設置に関する委員会指示

○淺井会長

次回2月8日はオミクロン株の感染拡大の懸念もあり、開催方法等について事務局の考えをお願いします。

○事務局(林事務局長)

感染の状況により、Web 会議の併用等、会長と相談しながら進めさせていただきたいと 思います。

○淺井会長

ありがとうございます。

○永富委員

水産資源管理課にお伺いしたいことがあります。

昨年、愛知県が産卵期のさわらをまめ板網や流し網で大量に漁獲した経緯があります。 産卵期の4月から7月1日まで網は停止しています。去年は4月からたくさん漁獲された と聞きました。現在の三重県と愛知県のまめ板網漁業の隻数は何隻ですか。愛知県の方が 多いんですか。

○水産資源管理課(南副参事兼班長)

多いです。

○永富委員

何隻と何隻くらい。また、愛知県と三重県の網の目合いに違いはありますか。

○水産資源管理課(南副参事兼班長)

調べてご返答します。

○永富委員

質問する理由は、愛知県のまめ板網は、さわらが刺さるような網の目合いで獲っとると聞いたからです。今年の産卵時期が来る前に愛知県と話し合いをして解決したいからです。子持ちのさわらを漁獲することは資源に悪影響です。子持ちのさわらを毎日市場いっぱいに水揚げすることは、愛知県でも良くないとの声が出ていたと結構聞いています。漁期の始まる前に、産卵期の漁獲について愛知県と調整を図っていただきたいと思います。

○水産資源管理課 (南副参事兼班長)

ご意見ありがとうございます。愛知県の担当者も資源管理上好ましくないと考えており、 指導はしていると聞いています。対応策ですが、まずは協定に基づく資源専門家委員会で 現状について共有が出来ないかと考えています。次に愛知県との調整会議などの機会をと らえ調整をしていきたいと考えています。

○永富委員

わかりました。将来資源量が減少することが予想されますし、漁獲が少ないと漁業者も減ってしまいます。何にしても昨年のようなことがないように願いたいこともあり、愛知県との話しはよろしくお願いします。

○淺井会長

ありがとうございました。水産資源管理課は改めて永富委員への報告をお願いします。

○水産資源管理課

調べて報告させていただきます。

○淺井会長

ありがとうございました。

これをもちまして委員会を閉会いたします。